

社会福祉法人岡山博愛会 ラビング ヘルス
ご利用規約及び誓約書

第 1 条（運用範囲と目的）

本規約は社会福祉法人岡山博愛会（以下「本法人」という）により運営されるラビング ヘルス（以下「本施設」という）の利用に関し適用されるものとします。

第 2 条（規約への同意）

本施設の会員（以下、「会員」という）は本施設の利用にあたり、あらかじめ本規約に同意したものとみなされます。

第 3 条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- (1) 本規約および本施設の諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- (3) 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と運営者が判断した者
- (4) 医師等により運動を禁じられている者
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) 運営者もしくは本施設が会員としてふさわしくないと判断した者
- (7) 16 歳未満の者（保護者同伴であれば入会可）

第 4 条（会員証）

- (1) 会員は、運営者と入会契約をすることにより、入会が認められ、本施設の諸施設を利用する権利が与えられます。
- (2) 本施設は会員に対し会員証を交付します。
- (3) 会員が本施設諸施設に入る際には、会員証を提示するものとし、会員証を提示しない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- (4) 会員証は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。万一、会員証を第三者に貸与した場合は除名の対象とします。
- (5) 会員は、会員証を紛失、あるいは盗まれた際には、速やかにご利用の施設にその旨を届けてください。

第 5 条（入場の禁止及び退場）

本施設は、以下の各項に該当する方の入場の禁止または退場を命じることができます。

- (1) 本規約および本施設の諸規則を遵守できない者
- (2) 医師等により運動を禁じられている者、運動により健康を害する恐れがある者
- (3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (4) 他の利用者に迷惑をかける者
- (5) 飲酒等により利用規約を遵守した施設利用ができないと認めた者
- (6) 本施設のスタッフに対し迷惑行為を行う等、運営者が不適切と判断した者
- (7) 16 歳未満の者（保護者同伴であれば入場可）

第 6 条（退会）

会員が本施設を退会する場合は、退会届を提出し該当する区分に従い手続を行うものとします。
なお、区分は次の各号に定めるものとします。

第 7 条（会員資格の停止及び除名）

本施設は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、又は当該会員を本施設から除名することができます。

- (1) 本規約、施設の定める利用規則、利用方法に違反した時
- (2) 会員・本施設従業員に対する迷惑行為及び当施設内における宗教活動・営業行為、その他本施設の目的に反する行為により、本施設の秩序を乱し、又は本施設の名誉・品位を著しく傷つけたとき
- (3) 会費その他の債務を滞納し、運営者からの催告に応じないとき
- (4) 会員としてふさわしくない発言や行為があったことを運営者が認めたとき
- (5) 入会に際して運営者に虚偽の申告をした、又は、第 3 条に違反していることを申告しなかったことが判明したとき
- (6) 会員資格停止中の会員又は本施設から除名された会員に対しては、本施設は、会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他の既払分の返還は行いません。

第 8 条（資格喪失）

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1) 会員本人による退会
- (2) 運営者による除名
- (3) 長期間（半年以上）の利用がなく、会員の家族から退会の申し出を受けたとき
- (4) 死亡

第 9 条（会費、手数料及び利用料）

- (1) 会費は、以下の方法で毎月支払うものとします。

1. 銀行引落 取扱銀行は中国銀行、利用月の翌月 28 日に引落
2. 銀行振込 指定口座へ、利用月の翌月 28 日までに振込

手数料は会員負担とします。

- (2) 月の途中に入会した場合

1. 15 日までに入会した場合は、全額支払い。
2. 15 日以降に入会した場合は、月額利用料金の 50% 支払い。

- (3) 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約にて合意した諸費用を支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等が発生します。

第 10 条（施設の利用制限）

運営者は、本施設の管理もしくはその他のやむを得ない事由により必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1 週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。ただし、運営者は当該月の日数の半数

を超える期間連続して施設の全部の利用を制限する場合は、施設の利用期間に対応する会費等を縮減・返金するものとします。

第 11 条（休業）

運営者は次の理由により、本施設の施設の全部または一部を休業することがあります。

- (1) 気象災害等により会員にその危害が及ぶと運営者が判断し、または営業が困難と認めたとき。
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき。
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) その他合理的な理由により、運営者が休業を必要と認めるとき。

第 12 条（賠償責任）

- (1) 会員は自己の責任において本施設を利用し、本施設の責に帰さない事由により会員が受けた傷害その他事故に基づく損害に対して、運営者及び本施設はその損害賠償の責を負わないものとします。
- (2) 運営者及び本施設は会員が施設利用に際して発生した盗難、紛失については、運営者又は本施設の責めに帰すべき事由による場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。運営者又は本施設の責めに帰すべき事由に盗難、紛失については民法その他の関連法令に基づき賠償責任を負うものとします。
- (3) 会員は、自己の責に帰すべき原因により、本施設の施設または第三者損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たすものとします。会員が 18 歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。

第 13 条（本規約その他の諸事情の改定）

1. 本法人は、本規約、細則、利用規定、その他本施設の運営、管理に関する事項（以下「本規約等」という）を、以下の各号いずれかに該当する場合に改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。
 - (1) 本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約等の変更が、本規約等による合意した目的に反目せず、且つ、変更の必要性、変更後の相当性、および、その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な物である場合
2. 本法人は本規約等を変更する場合、効力発行日を定め、本規約等を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発行日を、本法人又は本施設のホームページ上への掲載、その他本法人が定める手段により、会員に対して周知するものとします。この周知において、前項第 2 号に基づき本規約等を変更する場合は、当該効力発行日までに行うものとします。

第 14 条（適用法および専属的合意管轄裁判所）

会員と運営者の間で訴訟を始めとする法的解決手段が採られる場合、当該施設の運営主体である法人の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条（誓約事項）

会員は本施設に対して以下の事項を誓約します。

- (1) 私は過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、貴施設を利用することに問題がないことを誓約します。
- (2) 私は、貴施設は監督者が不在となる場合もあることを認識し了承します。
- (3) 私は、常時スタッフがいない場合もあることを了承し、自己の責任において健康管理をした上で貴施設を利用すること、及び、身体に不調があるときは、貴施設を利用しないことを誓約します。
- (4) 私は、貴施設スタッフの補佐がない、あるいは貴施設スタッフが施設敷地内にいない環境下での運動機器の使用、または、単独で運動をすることに付随するリスクがあることを十分に理解しています。
- (5) 私は、貴施設に設置してある運動器具の使用方法を事前に確認し、正しい方法で利用することを誓約します。

ラビング ヘルス 法人会員制度 ご利用規約における特則

第 16 条（法人会員の定義）

- (1) 「法人会員」とは、本法人と本施設利用契約を交わした法人の従業者のうち、法人会員として入会を許可した者のことを言います。
- (2) 法人会員についても、本特則に特段の定めがある場合を除き第 1 条から第 15 条までの規定が適用されるものとします。

第 17 条（法人会員の資格喪失）

法人会員は、第 8 条の規定に加え、次の各号に定める事由に該当する場合、法人会員としての資格を喪失します。

- (1) 当法人と契約法人との契約が終了したとき。（解除も含む）
- (2) 法人会員が、契約法人（お勤め先、所属先等）を退職または法人会員としての身分を失ったとき。

附則

この規約は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。